

わかことワカルの少年法 第2回

今月のテーマ：事件発生と報道 ～少年事件の報道～ⁱ

さあ、今少年事件が発生しました。これから事件はどうなっていくのでしょうか？ 事件を追いながら、少年法との関わりを調べていきましょう。まずは、発生した事件が報道され、私たちがそれを知るまでの間を取り上げます。

わかこ：見て見て、近所のお店に泥棒が入ったんだって。犯人は少年らしいわよ。

ワカル：ほんと～！？ 誰？誰？

わかこ：そんなの、わかんないわよ。少年事件は、犯人の名前や顔は出ないもの。

ワカル：なぜだろ。大人が犯人だったら名前も顔もニュースに出るのにね。

わかこ：でも最近、雑誌に載ったり、インターネットで流れることもあって話題になっているけど……。

少年法第61条（記事等の掲載の禁止）

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪による公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

少年事件の犯人について、例えば名前・年齢・職業・住所・顔などを出したりして、「あいつが犯人だ」とわかるような報道をしてはだめ。ⁱⁱ

<なんでこんな規定があるの？>

大人の場合は、犯罪に関する報道は頻繁にされていますし、実名も顔写真もバンバン出ていますね。ⁱⁱⁱでは、少年はなぜ出されないのでしょうか？

やはり、それは、**少年の改善更生のため**、でしょう。つまり、**少年は過ちを糧にして成長する存在**だからです。少年の実名や顔写真の報道が行われると、社会一般の人々から偏見をもってみられるようになってしまい、少年に過ちを糧にする気持ちを失わせることにもなり、更生の障害にもなりかねません。少年の場合は可塑性に富む。つまり、過ちを糧にして変わっていく可能性が大人よりもはるかに高いので、その立ち直りの機会を守るべきでしょう。^{iv}

さらに、**少年や家族の名誉やプライバシーを保護する規定である**と考える立場もあるようです。^v

また、**非行事実が明らかになることで他の少年がマネして同じような犯罪を起こさないようにするため**とする立場もあります。^{vi}

<違反するとどうなるの？>

ずばり、罰則はありません。そのため、報道機関が自主的に規制するのをまつにとどまる規定であると考えられます。ただ、だからといって違反行為が野放しにされるというわけではなく、現実には、行政からの販売中止・回収勧告が出されたり（強制力はないけど）、小売店側から販売中止にされたりしているようです。

ただし、違反したことでマスコミが名誉毀損罪（刑法230条）に問われたり、マスコミに対する名誉権・プライバシー権侵害に基づく損害賠償請求（民法709、710条）ができる余地はあります。ただし、これについては以下で紹介するようになり議論のあるところです。

つまり、結論を言えば、**罰則もないしそれ以外の有効な策もないというのが現状**ですね。

<今までにこんな事件がありました>

88 女子高生コンクリート詰め殺人事件

無職の少年4人(16歳から18歳まで)が高校三年生の女子を1ヶ月あまり監禁した後、殺害し、死体をコンクリート詰めにして遺棄した、という事件。

『週刊文春』4月20日号が「野獣に人権はない」として実名報道ⁱⁱ。

少年法に疑問を投げかけるという内容の記事を掲載して大きな話題を呼びました。

97 神戸児童連続殺傷事件

14歳の少年が近所に住む小学生を殺害し、学校の校門に被害者の頭部を置いたり、犯行声明文などを新聞社に送ったりして、マスコミで大々的に報じられ、話題になった事件。

『フォーカス』7月9日号が顔写真掲載、『週刊新潮』7月10日号も目隠しした顔写真を掲載。

小売店が自主的に販売を中止したり、図書館でも閲覧を中止するところが相次ぎ、法務省も回収の勧告を出しています。

神戸事件の翌年も、『フォーカス』3月11日号が少年の犯行ノートを掲載、『週刊現代』6月6日号が少年の精神鑑定書を掲載、『文藝春秋』3月号が検事調書(検察による取調べの段階で少年が供述した内容を記録した文書)を掲載。

これに対しても、同じように小売店が販売を中止したり、図書館でも閲覧中止が相次ぎ、法務省も回収勧告を出しています。社会の反応は賛否両論で、さまざまな議論が巻き起こったことは記憶に新しいですね。

98 堺市通り魔殺人事件

19歳の少年が、路上で、幼稚園に行く途中の女児を殺害し、母親と登校中の女子高生を負傷させたという事件。

『新潮45』の3月号が顔写真、実名とともに事件に関するルポルタージュを掲載。

同じように一部の小売店で販売中止、図書館での閲覧中止、法務省からの勧告が出されました。さらにこれに関連して、加害者側から名誉棄損に基づく損害賠償と謝罪広告を求める訴訟が提起されていますが、原告側が敗訴しています。ただ、ほぼ同じ時期に問題になった長良川リンチ殺人事件では確定した判決が出ておらず、裁判所の判断も明確にかたまっていないと言えないようです^{viii}。

03 長崎事件、沖縄事件など

去年も長崎事件と沖縄事件が連続で起き、話題になりました。

最近では少年の実名報道や顔写真掲載のニュースはあまり聞きません。それよりも、インターネットや携帯のチェーンメールで少年の顔写真と言われる写真(実際には違う人の写真が出回ったという話もあるようですが)が出回ったりしているという事件が起こっているようです。これもかなり大きな問題かもしれません。

ⁱ この章全体を貫く参考文献として、田宮裕、広瀬建二『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』(日本評論社、2000) 田島泰彦、新倉修『少年事件報道と法』(日本評論社、1999)がある。

ⁱⁱ この点における参考文献として、新保信長『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001)がある。なお、厳密には次のように言うべきところ、簡明にするために省略した。

・「犯人」については、犯罪少年のみならず触法少年、虞犯少年を含む。さらに、審判・公判非段階にある少年に限られず、捜査段階・既決非段階においても準用されると解されている。ここでは、一般の用語法では容疑者も被告人も既決の者も全て「犯人」として報道されているために、本文のような用語法を用いた。ただ、捜査・審判非段階については、これは無罪推定の原則からすればあまり望ましいことではない。

・「報道」については、原文言には「新聞その他の出版物」とあるところ、テレビやラジオなどの不特定多数の人々が知りうるマスメディア全てを指すと解されている。不特定多数の人々が知りうるメディアには他にもインターネットのホームページなどがあり、適用される可能性もあるが、現実には問題になったことはなくまた性質上問題にされにくいと思われる。そのため、ここでは現実に合わせて「報道」という用語法を用いた。

ⁱⁱⁱ 成人の刑事事件でも表現の自由が絶対無制限だと考えられているわけではない点に注意すべきである。この点について、刑法230条の2第2項(名誉毀損罪の特例)が参考になる。また、実名報道されない自由について「犯罪事実の報道においては、匿名であることが望ましいのは明らかである」とする裁判例もある(大阪高判平12.2.29)。

^{iv} 前掲『注釈少年法』には、少年が大人に比べて傷つきやすいことも特徴として挙げている。

^v これについては、後の名誉棄損罪や名誉権・プライバシー権侵害に基づく不法行為の成否に関連する問題である。これに関する判例として、「前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」とする最判昭56.4.14(前科照会事件)や、「(少年法61)条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与している」と解することはできない」とする大阪高判平12.2.29(カッコは編集部注)が参考になる。

^{vi} 森田宗一「少年審判手続における秘密性」(『ジュリスト』165号 有斐閣、1958)

^{vii} 少年法第61条により、私たち自身も原典を調べることができませんでした(笑) 孫引きで申し訳ないですが、ご了承ください。以下も同様です。

^{viii} 大阪高判平12.2.29。本判決では、少年法61条は、公益目的や刑事政策的配慮に根拠を置く規定であるから、「同条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与していると解することはできない」としている。また、「社会一般の意識としては、右報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であって犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情等からみて、実名報道が許容されることはある」とも言っている。この後者の判決内容に対しては、ほぼ同時期に出された名古屋高判平12.6.29(長良川リンチ殺人事件)において、少年法61条は「少年事件情報の中に加害少年本人を推知させる事項については、それが公共の利益に関する事項か、公益目的を有することなく、一律にその報道を禁止しているものと解される」とされていることと真向から対立するものと思われる。ただし、この高裁判例は別の理由で最判平15.3.14で破棄差戻を受けており、今後の動向が注目される。

<この規定を巡る議論>

犯罪者に人権はない!?

少年法61条を巡る議論の中で、まず取り上げたいのが「犯罪者に人権はない!」といった主張です。

・「野獣に人権はない」(『週刊文春』89年4月20日号)

・「嘆き悲しむ(被害者の)家族だけでなく、犯罪者の親も(テレビなどで)映すべきだ。親を市中引き回しの上、打ち首にすればいい」(鴻池防災担当相の長崎事件後の発言)ⁱⁱ

本当に犯罪者に人権はないのでしょうか?

例えば、マスコミが「こいつが犯人だ!」と報道した情報が間違っていて、裁判で無罪が確定した場合はどうでしょう? 世間から犯人扱いされ、職も家庭も全て失い、あとで「間違っていました。すみません・・・」なんて言われても取り返しがつきません。そのために、誰に対しても決められた手続きに従って公正な裁判を受ける権利が保障されているのです(憲法31条以下)。

このようなメディアの誤報道による人権侵害が最近話題になった事件として、松本サリン事件(実際にはオウム真理教によって起こされた事件でしたが、事件発生当初は近くに住む河野さんが疑われ、マスコミでもほぼ犯人扱いされた)が記憶に新しいでしょう。ⁱⁱⁱ

「犯罪者に人権はない!」という主張は、感情論としてはわからないでもありません。でもこれを正面から認めてしまえば、国家やメディアによる人権侵害が横行する恐ろしい社会になることは間違いありません。

表現の自由に反する!?

それよりも重要な問題として取り上げる必要があるのは、やはり少年法61条と表現の自由(憲法21条)の問題です。

「少年法六一条の少年を特定できる情報の一律絶対的禁止も憲法二一条に違反すると言わざるを得ない」(松井茂記『少年犯罪の実名報道は許されないのか』日本評論社 2000 前掲)

「いかなる保護事件であっても一律に公開しないことによって私たちが同時に失うのは、じつは同じような事件を防ぐための教訓なのである」(黒沼克史『少年法を問い直す』講談社現代新書 2000)

ここに挙げた二つの主張は十分成り立ちうるものと考えます。表現の自由、そして国民の知る権利は、民主主義を支える重要な人権であると言えるからです。

例えば、犯罪に関することは世の中の関心事です。誰でも世の中で起こっている

犯罪の情報を得て自分の身を守りたいと考えます。犯罪の捜査や裁判手続が適正に行われているか、監視する必要もあります。そして、事件を解明してこれから同じ事件を繰り返さないように教訓を得ることはとても重要なことです。

でも、もう少し具体的に考えてみましょう。例えば、そのために少年の顔写真報道は必要だったのでしょうか? 少年の実名報道に対して、多くの人はそこから何らかの教訓を引き出せたのでしょうか?

「表現の自由」や「知る権利」は、水戸黄門の印籠のようなものではありません。具体的に考えてみて、それらを制約するきちんとした理由があれば、制約することが許されるのです。

その上で二つの問いを提示してみたいと思います。

実名や顔写真などの報道を制限することは少年の更生保護やプライバシーにとってどのくらい大事な役割を果たしていると思いますか? それがとても大切で少年の更生保護やプライバシーのために重要であれば、表現の自由や知る権利も一歩後退せざるを得ません。

そしてもう一つ。実名報道や顔写真報道などが私たちにとってどれだけ必要なのでしょうか? 犯罪情報やその教訓を得る上で、犯人の実名や顔写真がとても大事に必要なものと言えるのでしょうか? 実名や顔写真を出さなくても、現在行われている報道で私たちは必要な情報をかなりの部分得られているとも言えるのではないのでしょうか。^{iv}

メディアによる人権侵害の問題は・・・?

現実の社会に目を向けてみると、表現の自由の下、メディアによる人権侵害というのは著しいものがあるでしょう。その例が先に挙げた、「野獣に人権はない」であり、松本サリン事件であるのです。もちろん、メディアによる人権侵害は少年法分野に限りません。

考えてみてください、今少年法61条がなくなったら、少年犯罪の報道はどうなるのでしょうか? もしそれが冤罪だったら、誤報道されてしまった少年のその後の人生はどうなるのでしょうか?

現代においては、メディアによる人権侵害の問題、そしてそれに対する救済をどう図るべきかという問題を考えずに、表現の自由のみを主張することはできないと思います。

メディアによる犯罪の拡大、という現実も・・・

・「マスメディアによって自分の行為が報道されたり放送されることを望み、社会的注目を集めることを望む少年たちが現れる。・・・マスメディアの関心をひくような行動を起こせば、大きく取り上げられ、日本の隅々まで自己の存在が伝えられ、センセーショナルな反応を引き起こすことができる」(鮎川潤『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社新書 2001)

・「メディアが犯罪の道具・手段として利用され・・・ものになっている・・・犯罪報道にたずさわる人たちはもちろん、受け手でもある人々も「メディア劇場」を利用しようとする犯罪については、犯人の心理を冷静に分析し、あまり騒ぎ立てないほうが、得策だと考える。犯人が描くストーリーに従って「劇場」を演出し、「観客」としてそれにつきあうのは、犯人をよろこばすだけである」(林英夫『安心報道 集英社新書 2000』)

他方で、マスメディアによるセンセーショナルな報道が犯罪を拡大しているという側面もあるのです。マスコミに大々的に報道されることを望み、世間を騒がせたいがために大きな事件を起こそうとする場合です。その代表例がやはり神戸事件でしょう。

まとめとして、個人的な意見ですが・・・

少年法 61 条は、かなり色々な意見があって議論が活発に行われている分野ではあります。でも、個人的にはそのほとんどが「被害者の痛みを思え！」^vや「部数を伸ばすためなら何をしても良いのか！？」^{vi}のような感情的な議論か、「表現の自由に反する！」のような抽象的、観念的な議論にとどまっているなという気がしてなりません。

もっと具体的に検討してみましょう。

少年の健全育成に、報道制限がどのくらい必要なのでしょう。そして、その報道制限がどのくらい私たちに不利益をもたらしているのでしょうか？

でも、最初の問いについて調べてみても、具体的な事例に基づいて詳細に検討している本を見つけることはできませんでした。少年法は「少年」を保護する法律で、いわば「少年」が主役なのに・・・、です。

二つ目の問いもそうです。61 条がほとんどメディアの問題として議論されています。情報の受け手である「私たち」の存在が間接的にしか見られないのです。

これはかなり問題だと思います。特に 61 条を議論する際に「少年」が舞台上に登場しないのは、本当におかしいと思います。61 条が改正されて影響を受けるのは、他にもない「少年」なのですから。

個人的な意見ではありますが、今回、61 条について調べるうちに、そんなふうに感じました。

僕は個人的には「実名などを報道されても、自分で犯罪を犯した以上、それを背負って生きていくべきだ」という議論は十分成り立ちうると考えています。犯罪を犯した過去をなかったことにはできないわけですから。でもまあ、一方で今のような少年に対する風当たりの強い社会状況では無理だとも思うのです。

これを読まれた方も国家やメディアの問題としてではなく、ぜひ「少年」や「私たち」という観点からこの問題を考えていただきたいと思います。

「わかことワカルの少年法」担当
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)

ⁱ 2003。カッコ内は編集部注。

ⁱⁱ この発言に対しては、「共感する」9%、「どちらかという共感する」33%、「どちらかという共感しない」22%、「共感しない」37% (8月9日朝日新聞『be』)

ⁱⁱⁱ 松本サリン事件におけるメディアの誤報道により大変な被害を被った河野義行さんについては <http://www2k.biglobe.ne.jp/~ndskohno/> を参照。

^{iv} この点につき、前掲『少年事件の実名報道は許されないのか』は、少年に関する情報を詳しく書けば書くほど少年を特定できる可能性は高まるため、結局少年の氏名は明らかになるとしているが、事件について詳細に調べた人がその結果として少年の氏名を特定してしまうこと、最初からマスメディアで実名を報道することとは歴然とした違いがあるものと考える。

なお、この見解は、公式発表された情報については少年法 61 条による報道制限を受けるがマスコミが独自に調べた情報についてはそのような制約を受けない、とする立場を前提としているとも考えられる。しかし、このような区別は日本の少年法 61 条では、その趣旨からして、無理な解釈と言わざるを得ないと考える。

^v 参考として、

・「拉致・監禁・殺人・死体遺棄。それでも少年法の名のもとに、犯人の名は明かされない。親は親で、謝罪するでもなく雲隠れ。少女の恨みは、両親の悲しみは、誰が受けとめるのか。無責任が横行する時代の責任を敢えて問い、少年四人の氏名をここに明らかにする」(前掲『週刊文春』89年4月20日号)

・「加害者である少年に関しては一律に実名と顔写真の報道が禁じられているのに、なぜ被害者・・・の報道については何の規定もないのか」(前掲『少年法を問い直す』)

^{vi} 参考として、

「テレビは言うまでもなく視聴率を非常に気にしている。・・・そのため番組に視聴者をひきつけるためのさまざまな工夫をしている。放送内容のインパクトを強めるため、たとえばセンセーショナルな要素を強めて情緒や感情に訴えたり、必ずしも重要とは言えない細部を強調して新規性を出そうとしたり、迫力のある画面を提示するために工夫したりする」(前掲『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』)

< あなたの意見を聞かせてください！ >

早速、これを見てください。

クイズ

少年による殺人事件の件数を表しているのはどちらでしょう？

2002年	147件	83件
2001年	287件	109件
2000年	800件	105件
1999年	178件	111件
1998年	397件	117件
1997年	150件	75件
1996年	15件	97件
1995年	8件	80件
1994年	13件	77件
1993年	8件	75件
1992年	9件	82件
1991年	13件	77件
1990年	21件	71件

正解は・・・

少年事件の報道件数

(朝日新聞記事検索サイト <http://dna.asahi.com/>で「少年犯罪」のヒット件数を調べたもの)

少年による殺人事件件数

(犯罪白書平成15年度版より)

結構迷ってしまわれた方もいるのではないのでしょうか。

「そう言えば最近少年犯罪が急激に増加しているってよく聞くし・・・、もしかしたら じゃないかしら・・・??」なんて思われた方もいるかもしれません。

実は、少年による殺人事件は戦後から急激に減少して、最近では100件前後で安定しています。最近少し増えているのは事実ですが、「急激に増加している」と言うほどではないと思います。

それよりも大切なことは、を見て「最近少年犯罪が急激に増加しているって聞くし・・・、確かにこのくらい殺人事件が起こっているかもしれないわ・・・」

と覚えてしまうことです。少年犯罪について専門知識のない一般の人ならなおさらです。

この数字は2つの点で非常に重要です。

まず一つは、**私たち市民が**いかにマスメディアに情報を依存しているかということを端的に表しているという点で

す。少年犯罪に限らず、ほとんどの人はマスメディアから情報を得たらその情報に基づいて自分の意見を形成します。下手をすれば皆が偏った情報に基づいて、偏った意見を形成してしまうこともありうるわけです。この報道件数を見れば、少年犯罪について専門知識のない人が「最近少年犯罪が急増しているし、凶悪化しているんだなあ」なんて意見を持って全然おかしくない、むしろその方が自然だと思えてきますよね。厳罰化の声が上がったとしても全く不思議ではありません。

そして、もう一つは、**マスメディアによるアジェンダセッティング(話題設定)機能とその恐ろしさ**です。この表の90年から96年までを見れば、逆になぜ以前はこれほどまで少年犯罪が報道されてこなかったのかということも言えるわけです。少年犯罪件数の戦後のピークは80年代前半にあるのですが、その時には世論では現在ほど少年法が問題視されることはありませんでした。マスコミが取り上げた問題が世間で問題になり、それ以外はほとんど問題になりはしない(アジェンダセッティング機能)・・・、その現実を私たちは知っておく必要があります。

でも、同時に思うのです。「誤解ですよ」と言うだけでは**人々の思いは変わらないのではないか**。この数字の裏にある「子ども世代に対する不安感」や「どうしたらよいかよくわからないという焦燥感」みたいなものを、私たちも見つけなければならぬのではないかと。そういう思いが人々の根底にあるからこそ、こういう報道件数がでてくるのではないかと。だとすれば、そういう人々の「子ども観」に私たちがどういう答えを提示できるのかが一番の問題です。それがなければ少年法改正の議論は永遠に解決しないと言っても良いと思います。

これから少年法の解説をしていくなかで、最も伝えたいのは少年法の持っている子ども観なのです。少年法制度の細かい内容は大きな問題ではありません。何より、少年法の子ども観をこの連載を通して皆さんに感じていただきたいのです。そして、その是非を皆さんなりに考えていただければ、これに勝る幸いはありません。

「わかことワカルの少年法」担当